

平成26年7月30日

特定非営利活動法人見附市総合型地域スポーツクラブ会長 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎



平成26年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書

標記助成金については、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成15年度要綱第18号。以下「交付要綱」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業は、標記助成金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 助成金の額は、1,944,000円とする。
助成金の額の内訳（助成事業ごとの助成対象経費限度額及び助成金の額）については、別紙のとおりとする。
ただし、助成金の確定額は、交付要綱第13条に基づく審査等を行った上、交付すべき助成金の額を確定するものとする。
なお、助成事業の内容の変更により、助成事業に要する経費及び助成対象経費が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。
- 3 助成事業者は、交付要綱及び関係規程の定めるところに従わなければならない。
- 4 助成金の支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めること。